

商工会貯蓄共済

安くて安心！商工会員だけのお得な共済

月額1口 2,000

商工貯蓄共済制度は、山口県商工会連合会が国の承認を得て実施しているもので、ひとつの掛金で

「貯蓄」「融資」「保障」＋「医療保障（貯蓄共済に加入されている方のみ加入できます。別掛金）」の4つの備えが出来る中小企業者のための共済制度で、会員の皆様の福利厚生充実、健全経営のための有効な資金活用を目的として各市町村の商工会が運営しています。



貯蓄

将来の資金づくりに最適
知らず知らずに貯まります。
定期預金扱いで自己資金を貯蓄



融資

手軽に事業資金を調達
長期で低利の有利さです。
積立金範囲内、保証協会付融資があります



安心保険

家族みんなの確かな安心
全国規模の集約扱いなので、
安い保険料で大きな保障



NEW! 商工貯蓄共済 医療保障特約型

あんしん・あしん・あかんたん

小規模企業共済

小規模企業の個人事業主が事業を廃止した場合や会社等の役員が役員を退職した場合など、第一線を退いたときに、それまで積み立ててこられた掛金に応じた共済金をお受け取りになれる共済制度です。

★平成23年より、個人事業主の「共同経営者」で一定の要件を満たす方が、小規模企業共済に加入できることとなりました。

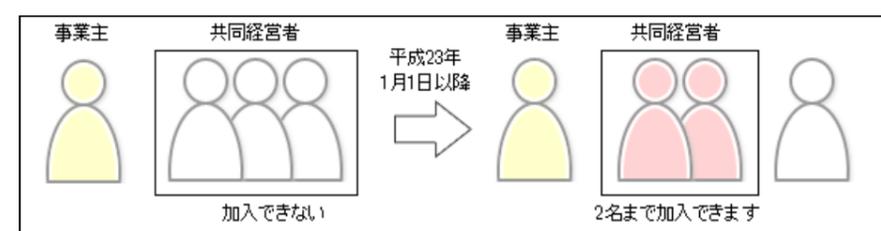
○共同経営者とは
個人事業の経営に携わる方で、一定の要件を満たせば、個人事業主の配偶者や後継者、親族以外の方も加入することができます。
ただし、加入できる共同経営者は一事業主につき「2名」までとなります。

共済金は税法上「退職所得扱い」または「公的年金等の雑所得扱い」となります。

事業資金等の貸付制度が利用できます。
(担保・保証人は不要) 地震、台風、火災等の災害時にも貸付を受けられます。

廃業時・退職時に、共済金を受け取れます。
受け取り方法は一括・分割・併用のいずれかを選べます。

掛金は毎月1,000円～70,000円の範囲内で自由に選べ、全額所得控除となります。



詳細は各支所へお問い合わせ下さい。

下関市商工会は

- あらゆるニーズに対応します
- 豊浦町支所 083-772-0625
 - 豊北町支所 083-782-0147
 - 豊田町支所 083-766-1119
 - 菊川町支所 083-287-0204

会報

下関市商工会 TEL 083-772-0625
〒759-6311 下関市豊浦町大字吉永1861-1

第18号
発行日
平成25年6月18日



5月23日通常総代会が開催されました。上程された議案（別添総代会資料）は、全て原案のとおり承認可決されました。

経営・技術強化支援事業 エキスパートバンク事業のご案内

あなたの事業所へ経営の専門家（エキスパート）を派遣します。

経営・技術強化支援事業（通称エキスパートバンク事業）は、商工会員の経営に関するあらゆる問題に対して、専門知識や技能等の経験者である専門家（エキスパート）を会員の要請に応じて直接事業所に派遣し、具体的・実践的な指導助言により問題解決を図る制度です。本事業は国の小規模事業者に対する支援制度であり、多くの商工会員に活用されています。

エキスパートバンク事業の特色

- 1 安心して利用いただける県の支援制度です。
- 2 あなたの身近な技術アドバイザーとしてお気軽に利用できます。
- 3 多種にわたる幅広いエキスパートがラインナップしています。
- 4 商工会員ならどなたでもご利用いただけます。
- 5 当エキスパートバンクの登録者は厳選された経験豊富な専門家です。
- 6 利用企業の秘密は厳守いたします。
- 7 1利用当たり1万円と旅費の1/3の負担。

☆例えばこんな時ご利用ください

	法務	工業所有権を取りたい。商取引をめぐるトラブルを解決したい。節税の方法や正しい税の納め方を知りたい。法人化を考えているが・
	経営	経営分析、経営戦略、経営計画、経営方針や経営に関するアドバイスが欲しい。
	労務	就業規則・服務規程・退職金規程等作成したい…従業員教育により職場改善を図りたい。ビジネスマナー接客電話対応
	パソコン	パソコンやインターネットを活用したいコンピュータ導入やソフトを見直し、事務を合理化したい。ネットワーク関係を充実させたい
	販売促進	新商品開発や販売促進をしたい…商品戦略の考え方、企画・提案、市場とのマッチングの指導を受けたい。
	店舗	店舗をリニューアルしたい。魅力ある売場レイアウト陳列の仕方は？
	商サービス	新商品開発・新サービスを開発したい…
	デザイン	チラシ・DM・POP広告・商品デザインの実務指導を受けたい。
	生産	生産技術の向上、生産性を高めたい。ISO認証取得したい…
	その他	その他経営に関する、こんなことしたい…

■ 総代会の報告	1
■ エキスパートバンク事業	
■ 金融制度のご案内	2
マル経融資 商工貯蓄共済融資 季節資金のお知らせ 1日公庫のご案内	
■ 税務情報	3
■ 労働保険のお知らせ	
■ 共済情報	4

お知らせ

- ◆ 今後も会報で実施事業の周知、および各種改正等のお知らせをします。
- ◆ 年間に3回の発行を予定しています。

小規模事業者経営改善資金融資制度 (マル経融資制度)

商工会へ申し込み → 商工会が推薦 → 日本政策金融公庫が審査 / 融資

運転資金：仕入資金、買掛金・手形決済、諸経費支払
 設備資金：店舗・工場改装、営業車両購入、機械・設備・備品購入

経営改善を図ろうとする小規模事業者の方々にバックアップするため、下関市商工会の推薦により無担保・無保証人・低金利で融資を受けられる国(日本政策金融公庫)の公的融資制度です。

資金用途	運転資金	設備資金
融資限度額	1,500万円以内	
返済期間(うち据置期間)	7年以内(1年以内)	10年以内(2年以内)
融資利率	1.65%(平成25年6月17日現在)	
担保・保証人	不要(信用保証協会の保証も不要)	

融資対象

以下の条件をすべて満たす方

- ①常時使用する従業員が20人以下(商業・サービス業は5人以下)の法人・個人事業主の方
- ②商工会の経営指導員による経営指導を原則6カ月以上受けて事業改善に取り組んでいること
- ③最近1年以上、下関市で事業を行っている方
- ④商工業者であり、日本政策金融公庫の融資対象業種を営んでいること
- ⑤所得税、法人税、事業税等義務納税額を全て完納している方

融資機関 日本政策金融公庫

※提出する書類は商工会にご確認ください。

商工貯蓄共済融資制度

事業資金：本制度(商工貯蓄共済)に加入後6ヶ月以上経過し、所定の掛金を遅延なく払い込んでいる個人・法人

資金用途	運転資金	設備資金
融資限度額	●共済加入後6ヶ月以上1口に対し10万円 ●1年以上1口に対し20万円 ●2年以上積立金の5倍 但し、融資残高が1,000万円を超える場合は積立金の3倍、最高額は1,500万円	
返済期間	5年以内	7年以内 (500万円以上は10年以内)
融資利率	2.3%(平成25年6月17日現在)	
担保・保証人	第三者保証は不要・法人代表者は必要 (信用保証協会の保証は必要)	

融資対象

商工貯蓄共済への加入者であれば特に制限はありません。
(但し、信用保証業種であること)

融資機関 山口銀行



平成25年度季節資金(夏季資金)のお知らせ

県では夏季の資金需要期に際し、県内小規模事業者等の必要とする資金の融通を円滑にして経営の安定化を図るため、次のとおり夏季資金の融資を実施しています。

取扱期間 8月30日(金)まで 融資限度額 800万円
 融資利率 年1.9% 保証料率 年0.34~1.76%
 融資期間 5ヶ月以内(原則として一括償還)
 取扱金融機関 県内の銀行、信用金庫、商工組合中央金庫、信用組合

1日公庫(夏場資金)のご案内 (日本政策金融公庫)

面談日 7月18日(木)
 会場 下関市商工会館【豊浦町】
 ※申込は事前に各支所又は公庫まで
 (事業統轄)
 支店長が当日に融資を決定します

先の国会で社会保障・税の一体改革関連法案が可決・成立し、消費税が2014年4月に8%、2015年10月に10%へと引き上げられる事となりました。消費税引き上げに際して消費税を円滑に転嫁できるかどうかは、中小企業にとって最大の懸念事項です。また経営上どのような事が起こるのか?どのような準備をする必要があるのか?万全の対策を講じることが必要です。

本年度、商工会では国の補助を受けて講習会の開催、相談窓口の設置、分かり易いパンフレットを配布いたします。当相談窓口では、消費税率引き上げに関する情報提供を行うとともに、増税を見据えた取引先からの値下げ要求や円滑な価格転嫁など、中小・小規模事業者の相談に対応し、必要に応じて専門家の紹介、関係機関や政府等の相談窓口への取次ぎを行います。

詳細日程が決定いたしましたら、お知らせいたします。

6月は「外国人労働者問題啓発月間」です。

～雇入れ・離職時の届出と適切な雇用管理は事業主の責務です～

外国人が在留資格の範囲内でその能力を十分に発揮しながら、適正に就労できるよう、事業主の方が守らなければならないルールや配慮していただきたい事項があります。内容をご理解の上、適正な外国人雇用をお願いします。

1. 外国人労働者の雇入れ・離職の際には、その氏名、在留資格などについてハローワークへの届出が必要です。
2. 外国人労働者の雇用管理の改善は事業主の努力義務です。

詳細は、最寄りのハローワークへお問い合わせください。

労働保険のお知らせ

年度更新の手続きは6月3日から7月10日までの間に行っていただくことになります。

労働保険料		3回分割		
		第1期(全期)	第2期	第3期
納期限	個別事業	7月10日	10月31日	翌年1月31日
	事務組合		11月14日	翌年2月14日

※個別事業の方は、概算保険料の額が40万円(労災又は雇用保険のいずれか一方の保険関係のみ成立している事業については20万円)を超える場合に延納(3回分割)ができます。
 事務組合へ委託の事業所は、額の多少にかかわらず延納ができます。

平成25年度分 労働保険等 申告書受付相談会の開催日程(下関地区)

- ◆6月19日 海峡メッセ下関805会議室
- ◆6月20日 下関アクティブセンター
- ◆6月26日 下関市商工会館(豊浦町)
- ◆6月27日 下関市商工会菊川町支所
- ◆7月4日 下関アクティブセンター
- ◆7月5日 海峡メッセ下関805会議室

各会場とも午前10時より午後3時まで受付となっております。